

# 社会的・文化的現象としての不登校に関する質的研究 —地域社会における不登校支援機関とそのネットワークに着目して—

濱野 玲奈 (東京大学教育学研究科博士課程)

## <要 旨>

鳥取県 A 市とその隣接郡部、鹿児島県 B 市とその隣接郡部、東京都 C 区とその隣接区において、不登校支援機関とそのネットワークの在り方に関する調査を行い、地域比較を試みた。支援機関の種類については公的機関(官)/民間機関、支援内容、支援アプローチによって分類し、他機関とのネットワークについては公的/私的、定期的/不定期、というふたつの軸による把握と、当事者の紹介ルートによる把握を行った。その結果、支援機関とそのネットワークの在り方は地域によって大きく異なり、同じ不登校という状態にあっても、居住地域の支援機関の多寡および多様性、またそのネットワークの在り方によって、得られる支援の内容やアクセス可能性に違いが生じていることが明らかになった。支援機関の多様性は、民間機関の多寡とネットワーク密度によって規定されている。また支援機関を教育資源のひとつと捉えると、3 地域の格差は大きく、市部と郡部の地域格差はより大きい。当事者のおかれた状況を改善するためには、地域的文脈を考慮にいたした支援が必要である。

## <キーワード>

不登校、地域社会、支援機関ネットワーク、地域差

### 【問題関心】

#### (1) 問題性の所在

不登校現象<sup>i</sup>の問題とは何か。不登校行動それ自体をア priori に「問題行動」であるとし、その原因究明と学校復帰への処方箋を探るといのも一つの研究スタンスである。「なぜこれほどまでに多くの子どもが不登校になるのか」という基本的な疑問に対する解答を探ることは、学校や義務教育制度に関する理解を深め、再考を促すことにもつながる重要な作業であるといえよう。しかしながら、ある行動が「問題行動とみなされるかどうかは可変的であり、「不登校行動が反規範的である」とう場合の「規範」である「学校観・登校規範」が揺らぎをみせているともいわれる今日において<sup>ii</sup>、不登校行動それ自体の問題性をア priori に措

定することには疑義をはさむ余地があろう。

一方で、不登校児童生徒数は 1970 年代中頃から増加の一途をたどり、さまざまな対策が講じられてきたにも関わらず収束の見通しは立っていない。平成 13 年度間の不登校児童生徒数は 13 万 8 千人にのぼる<sup>iii</sup>。このような現状を鑑みると、不登校の原因究明や処方箋提示の重要性とは別に、不登校状態の子どもが存在するという現実を所与として、不登校当事者およびその家族が「子どもが学校へ行っていないこと、どのような問題に直面しているのか(あるいはしていないのか)」を明らかにし、そこに問題があるとすれば改善の方策を考えることが必要なのではないかと。

大橋は「いわゆる逸脱行動に関しては、逸脱

性それ自体を問題にするだけでなく、さらに逸脱行動をめぐる生活障害的(dysfunctional)な関係を取りあげる」ことが必要であるとし(大橋 1978,p.2)、「①いわゆる逸脱行動の社会学的研究、②逸脱性それ自体の研究、③障害性のメカニズムの解明、④逸脱性と障害性の関連など(同 p.5)」を研究課題として整理している。当事者を取りまく状況とその問題性に関する視点とは、大橋のいうところの「生活障害性」究明に関する視点であるといえよう。

## (2) 地域社会コンテキストにおける把握

生活障害性とは、当該行動によって引き起こされる生活上の障害、社会参加に際して当該行動が不利条件(handicap)として影響を与える度合いのことである。不登校行動では、学習機会や進学・就職機会の制限、心理的要因や身体症状による社会参加の困難などが考えられる。森田は不登校を「心の問題」であると同時に「進路問題」であるとしているが(森田 2001)、同時に当事者の教育への権利が保障されているかどうかといった「権利問題」でもあると思われる。そして特に「進路問題」「権利問題」としての不登校の問題性の有無や強弱は、社会的な諸条件に大きく規定され、当事者の属する地域社会の在り方<sup>v</sup>によっても異なることが予想される。また、仮にそのような地域差があるとすれば、それは不登校による生活障害性だけでなく、学校観・登校規範に規定されるものとしての不登校行動の逸脱性の地域差をも意味し、また、生活障害性の地域差は、不登校当事者の教育機会に関する地域格差としてあらわれる可能性もあると思われる。以上から、ある特定の地域社会の文脈のなかで、不登校の生活障害性(および逸脱性)を捉えることが重要なので

はないかと思われるのである。

不登校と社会的条件の関係をみた先行研究としては、不登校出現率と社会的諸条件との相関を統計的に分析したものがあるが(古川・菱山 1980 など)、因果関係について明らかになったとはいえず<sup>vi</sup>、また不登校状態になった後の当事者に対して社会的条件が与えている影響については管見の限り先行研究がない。不登校を取りまく地域社会の状況に関する質的な調査研究を行うことで、不登校現象の文化的側面・社会的側面を捉えることは、不登校現象の理解を深めるためにも重要である。

## 【課題設定】

本研究では、当事者やその家族が日常生活のなかで向き合っている状況およびそこに見られる問題点を明らかにするという課題意識のもと、地域社会における支援機関の在り方を明らかにすることを第一の課題とし、そこにみられる地域特性を明らかにすることを第二の課題とする。

「地域社会の状況」「社会的条件」とひとこと言っても、その意味するところはさまざまなものが考えられ、また何をもって、どの程度の範囲を「地域社会」とするのかという点についても議論が必要であろう。本研究では、課題意識に鑑みて「地域社会」を生活圏としての地域社会と捉え、さまざまな社会的条件のなかでも特に「不登校支援機関」に焦点を当てる。これは、支援機関が当事者とその家族に直接関わり、不登校に関する相談にのるだけでなく、居場所や学習支援といった機能を果たす点では学校に代替する教育リソースのひとつと捉えることもできるなど、当事者の生活障害性を規

定する重要な社会的条件のひとつであると思われるからである。また第二の課題に鑑みて、3つの異なるタイプの地域を選定し(基本的には市区を単位とするが、「生活圏」として捉えるため行政単位としての市区の範囲にはあまりこだわらない)、調査結果の比較分析を行う。調査対象として、都市で不登校出現率が高い東京都、地方で不登校出現率が低い鹿児島県、地方でこれまで不登校出現率が低かったが、90年代後半に出現率が高くなった鳥取県からそれぞれ1市区ずつ選定した

#### 【調査の概要】

鳥取県 A 市に 2002 年 5 月 6 日～13 日、8 月 23 日、24 日、鹿児島県 B 市に 7 月 5 日～14 日にそれぞれ滞在し、東京都 C 区については 2003 年 3 月～5 月にかけて調査を行った。調査の内容は、不登校に関する資料の収集と、支援機関関係者へのインタビュー調査である。インタビュー調査の対象は、教育委員会、適応指導教室、民間フリースクール・居場所、親の会、不登校のみを対象としているわけではないが不登校児童・生徒も対象とする教育活動をしている方々(例えば学習塾や予備校の関係者、チャータースクール設立運動の推進者など)、医療関係者、カウンセラーである。民間支援機関は書店で購入できるガイドブックとインターネットで調べ、可能な限り網羅的にアクセスを試みた。また調査対象者からの紹介によって雪だるま式に調査対象を広げ、支援ネットワーク内のアクターの把握を試みた。

インタビューでは、①活動方針・活動内容、②他の支援機関との連携状況、③調査対象者の不登校観、④活動開始時と現在を比較したとき

の不登校をめぐる状況の変化、について主に聞き取りを行った。

#### 【調査結果】

本論文では、不登校支援機関とそのネットワークの在り方について分析を行う。まず支援機関の種類については公的機関(官)/民間機関、支援内容、支援アプローチによって分類し、他機関とのネットワークについては公的/私的、定期的/不定期、というふたつの軸による把握と、当事者の紹介ルートによる把握を行った。まずは各地域の概要をまとめる。

##### (1)鳥取県 A 市と隣接郡部

表 1 は鳥取県 A 市と A 市に隣接する郡部の主な支援機関をまとめたものである。鳥取県は 90 年代後半に不登校出現率が急上昇したのを受けて、教育行政による様々な対策が講じられており、2001 年度にはすべての郡に適応指導教室が設置されている。県設置の適応指導教室がそれ以外に 3ヶ所(東部・中部・西部)あり、それ以外に市設置の適応指導教室が県下に 4 つ置かれている。公的支援機関の種類や連携の在り方は 3 地域ともそれほど異なっていないが、A 市とその隣接郡部の公的支援機関は、他の 2 地域に比べて①学校との連携が特に密であり、適応指導教室への紹介ルートとして学校からの紹介が多いだけでなく、通級後も学校との連絡が頻繁に行われている、②公的支援機関と民間支援機関のネットワークが未発達で、公的機関は民間機関の情報をあまりもっていない、③民間支援機関が少なく、④民間支援機関同士のつながりはほぼパーソナルなものに限定されており、情報提供や紹介が積極的に行われている様子はみられない、などの特徴があ

表1 鳥取県A市と隣接郡部の支援機関(↓)

支援機関		支援内容	公的機関との連携	民間機関との連携	紹介ルート
適応指導教室A	官	居・相・学	定期的に研修会や合同行事。	連携なし	電話相談。学校や医療機関からの紹介
*適応指導教室B	官				
適応指導教室C	官	居・相・学	定期的に合同行事。学校との連携が密。	公的連携はないが、私的連携あり。	主に学校からの紹介
教育センター相談課	官	相	定期的に研修会	連携なし	電話相談
*精神保健センター	官				
*児童相談所	官	相・訪・保			
*心理療育施設	官	相・保・医			
医療機関(小児科)	医	医・相	定期的に研修会	知人・友人あり	マスコミ。口コミ。公的支援機関からの紹介
サポート校	民	学	不定期に連携	知人・友人あり	多様
(私立高校)	民	学	不定期に連携	知人・友人あり	多様
親の会	民	相	連携なし	知人・友人あり	講演会をきっかけに。口コミ
私塾(市内)	民	学	連携なし	知人・友人あり	主に口コミ
私塾(郡部)	民	学・相・居	私的連携あり	知人・友人あり	主に口コミ

表2 鹿児島県B市とその隣接郡部の支援機関(↓)

支援機関		支援内容	支援アプローチ	他の支援機関との連携	紹介ルート
教育センター	官	相・研	心理	公的機関と定期的連携	電話相談・学校
児童相談センター	官	相・保	心理	公的機関・医療機関と定期的	電話相談・学校
*精神保健センター	官				
*児童心理療育施設	官	医・相・学	精神科・心理		
適応指導教室A	官	居・学	特になし	公的機関と定期的連携	教育相談室
適応指導教室B	官	居・学	特になし	公的機関と定期的連携	教育相談室
適応指導教室C	官	居・学	特になし	主に学校への連絡	口コミ・学校
教育相談室	官	相	心理	公的機関と定期的連携	電話相談・学校
フリースクール・親の会	民	居・相	親の会には心理の専門家	市教委・民間機関と不定期に連携	マスコミ・市教委
相談室・親の会	民	相	心理	医療機関と定期的、民間機関と不定期	多様
親の会	民	相	特にないが、反学校の姿勢	連携なし	HP・口コミ
私塾	民	学	特になし	知人・友人あり	口コミ
*私塾	民	学			
精神科医院(市内)	医	医・相	精神科	場合によって学校	個人・学校
総合病院(郡部)	医	医・相	精神科・小児科・心理	場合によって学校	多様

表3. 東京都C区とその隣接区(↓)

支援機関		支援内容	支援アプローチ	他機関との連携	紹介ルート
教育センター	官	相	心理	公的機関と定期的連携。民間機関とは連携なし。ただし情報提供あり	電話相談
適応指導教室	官	居・学・相	心理ほか	公的機関と定期的連携。民間機関とは連携なし	教育センター
適応指導教室	官	居・学・相	心理ほか	公的機関と定期的連携。民間機関とは連携なし	教育センター
児童福祉相談所	官	相	心理ほか	ケースに応じて他機関と連携。民間機関・医療機関の情報提供あり	電話相談。稀に学校や医療機関から紹介
フリースペースA	民	居・学	独自の教育理念	様々な民間ネットワークと緩やかに連携	情報誌。HP。ロコミなど
フリースペースB・親の会	民	居・学	独自の教育理念	様々なネットワークと緩やかに連携(公的機関・民間機関を含む)	情報誌。HP。医療機関や相談機関からの紹介など
フリースペースC	民	居・学	独自の教育理念	様々な民間ネットワークと緩やかに連携。教職員組合などとも不定期で交流	各地の親の会での情報。情報誌。HP。教職員組合の教員からの紹介
親の会	民	相	特になし	親の会のネットワークや教員などと緩やかに連携。	ロコミ。インターネット
親の会ネットワーク	民	情	特になし	各地親の会との緩やかな連携	

1. \*…取材できなかった機関。表中の記入事項は県教委などの資料から分かる範囲で記載
2. 支援内容の表記 居…居場所、相…相談、訪…自宅訪問、保…一時保護、学…学習支援、医…医療支援、研…研究、情…情報提供
3. 表1中のサポート校と私立高校は経営者が同じである。他の調査地域について、進学先は調査対象に入れていないが、この私立高校は、設立経緯などからサポート校とセットで考えるべきものと考え、支援機関のひとつとして位置づけた。
4. 表3東京都C区とその隣接区については、表外にも非常に多数の民間支援機関(学習支援、居場所、大検予備校、親の会)、医療機関、心理相談機関、情報収集および情報提供を目的とした各種ネットワークがあるが、表中には実際に面接インタビューを行った支援機関のみ記載した。また教育センターと適応指導教室についてはC区内の機関のみ記載した。

る。また、支援活動において特定のアプローチに依拠したり、または忌避したりといった内容の発話が少なく、全体的に支援アプローチを特定しにくかった。

## (2) 鹿児島県 B 市と隣接郡部

表 2 は、鹿児島県 B 市と B 市に隣接する郡部の支援機関をまとめたものである。まず、支援機関の種類について、①民間の支援機関が少ない、②医療機関が多い、③民間支援機関でも心理学的アプローチをとっている機関が複数ある、④当事者の居場所となる機関が少ない<sup>vii</sup>、⑤大検予備校やサポート校といった不登校を対象とした学習支援機関がほとんどない、などの特徴がある。①と②について付け加えると、表中の民間機関は知りえたすべてを記載してあるのに対して（このうち 2 つの私塾は、特に不登校当事者を対象としているわけではないが生徒のなかには不登校の子どももいる機関である）、医療機関は不登校について特に詳しく、実績があるとされている医院のみであって、実際に不登校当事者に関わっている医療機関（精神科・小児科）の数はさらに多い。当事者支援に関して医療機関が担っている部分が相対的に大きいと思われる<sup>viii</sup>。④について、民間のフリースクール・居場所とよばれるものが一ヶ所しかなく、ほかに民間相談機関の親の会で居場所をつくろうという動きはあるが実現はしていない。

次にネットワークの特徴としては①公的機関、民間機関を問わず、支援機関相互の公的な連携がなくても、職員同士のパーソナルなネットワーク量が多い、②医療や心理の専門家のネットワークの量が多く密度も高い、③当事者やその家族のネットワークは未発達である、など

が挙げられる。この中でも特に②は特徴的であり、大学病院や児童総合相談センターを中心とした勉強会や、大学の心理学講座を中心とした勉強会など、カウンセラー、教員、保母、精神科医、小児科医、看護婦、保健婦、指導員など多様な職種の専門家のネットワークが複数あり、構成メンバーに重なりもみられる。また、対象地域内の唯一の民間フリースクールを主催されている先生は、もともと市の適応指導教室の指導員であり、行政関係者やカウンセラーとのネットワーク量が多い。民間支援機関を含めて、心理学的アプローチをとっている機関が多いことは、専門家ネットワークの密度が高い結果としてネットワーク内の同質性が高まったことも一因と思われる。

## (3) 東京都 C 区と隣接区

表 3 は東京都 C 区と C 区の隣接区における支援機関（面接調査を行った機関のみ）である。この地域の特徴として、まずは①民間機関が多く、②民間機関の活動内容や理念が多様であること、が挙げられる。支援アプローチについても、意識的に心理学的アプローチを避けたり、カテゴライズを忌避する意味で支援対象を不登校児童・生徒に限定していなかったり、心理学的手法で子どもにアプローチするのではなく学習指導を通してアプローチすることに特化したりと多様である。公的機関の種類や公的機関同士の連携の在り方は他の 2 地域とそれほど変わらないが、③公的機関が民間機関の情報をもっており、④直接的な連携はなくても必要に応じて紹介したり、不定期で民間機関のスタッフと勉強会をもったりといった緩やかなつながりがある。最も特徴的なのは支援機関同士をつなぐネットワークが発達しており（親の

会のネットワーク、フリースクールネットワーク、不登校に関する情報の収集・研究および提供をするネットワークなど)、情報誌やインターネットとともに当事者の支援機関へのアクセス可能性を高める機能を果たしていることである。また⑤民間機関はネットワークの持ち方についても多様で、公的支援機関との距離の置き方、学校に対する考え方、教員との交流の在り方、他の民間機関や各種ネットワークとの関係などそれぞれに異なる。

## 【分析】

### (1)支援機関の多様性とネットワーク密度

公的支援機関の支援方針および支援内容は3地域ともほぼ同様であり<sup>ix</sup>、支援機関の多様性は民間機関の多寡によるところが大きい。民間機関は鳥取県A市と鹿児島県B市で少なく、東京都C区で多いことから、民間機関の多寡は、不登校出現率よりもむしろ都市度と相関がみられる。また、ネットワーク密度の高い鹿児島県B市で民間機関を含めても支援機関の多様性が低く、緩やかなネットワーク(弱い紐帯)を特徴とする東京都C区で民間支援機関の多様性が高いことから、支援機関の多様性は民間支援機関の多寡とともに、支援機関のネットワーク密度の影響を受けているものと思われる<sup>x</sup>。

### (2)ネットワークの発達度と情報量および支援機関へのアクセス可能性

どの地域についても公的機関と民間機関の強い紐帯がみられないなかで、例外的なのが鹿児島県B市の市教委と市内民間フリースクールの関係である。前述のようにフリースクール主催者が市教委と強い紐帯をもっていることもあって、適応指導教室内Aの壁にフリース

クールの名称と電話番号が掲示してあるなど、公的機関から民間機関への紹介ルートが確立している。支援機関の関係者同士のパーソナルネットワークや専門家ネットワークが発達しているため、ネットワーク内のいずれかの機関にアクセスすれば、支援の種類は限られるものの、ネットワーク内の別の機関の情報を得られる可能性が高い。

また東京都C区については、支援機関同士の強い紐帯は少ないものの、緩やかなネットワークが張りめぐらされているため情報を得ることが容易である。例えば教育センターの相談部では民間機関との連携はないが、要望があれば民間フリースペースや医療機関などを紹介している。また児童相談所では、近隣にあるそれらの機関をリストにして相談者に渡し、自分で選んでもらうようにしている<sup>xi</sup>。公的機関・民間機関を問わず、関係者から「保護者の方たちは情報をかなり持っていて、選択した上でアクセスしてくるようだ」という声が聞かれる。実際のところ、情報誌やインターネットで調べれば、様々な種類の支援機関の情報が手に入るし、そうした情報提供を専門にしているネットワークもある。

これらとは対照的に、鳥取県A市では公的機関と民間機関のネットワークおよび民間機関相互のネットワークが未発達であり、公的機関へのアクセス可能性は他地域と大差ないが、民間機関へのアクセス可能性は相対的に低い。

<sup>xii</sup>

### (3)より大きな地域差

ここまで3地域の比較を行い、それぞれの特徴および地域差を示したが、最後に、より大きな地域差が市部と郡部の間に見られることを

指摘しておく。鹿児島県B市の隣接郡部には、適応指導教室がひとつあるほかは、支援機関は医療機関のみである。また、鹿児島県の郡部にある適応指導教室は一ヶ所であり、他の郡部では学校以外に学習支援機能や居場所機能を果たしうる教育機関がほとんどないという状況が考えられる。選択肢の多様性やアクセス可能性を云々する以前に選択肢そのものがないという状況があるのである。このことは、町村部は市部に比べて不登校出現率が低く不登校児童生徒数も少ないためであると思われるが、そのような状況下で不登校をすることの生活障害性は高い。不登校出現率の低い地域にみられる生活障害性の高さという問題に目を向ける必要がある。

#### 【まとめ】

大学進学率に地域差があることは知られているし、教育資源の多寡にも地域差はある。このことは不登校に限った問題ではない。しかしながら不登校の子どもたちは、「学校に行かない・行けない」ために、このような地域格差や家庭環境の格差の影響を、学校に行っている子どもたちよりも強く受ける可能性がある。本調査では、同じ不登校という状態にあっても、居住地域の支援機関の多寡および多様性、またそのネットワークの在り方によって、得られる支援の内容やアクセス可能性に違いが生じていることが明らかになった。このことは直接的には学習の機会、友人を得る機会、必要とする様々な支援を受ける機会などに影響を与え、間接的には進路の選択肢の多寡にも影響を与える。当事者のおかれた状況を改善するためには、地域的文脈を考慮にいれた支援の在り方を構

想する必要があると思われる。

#### 【引用文献・主要参考文献】

- 伊藤茂樹「不登校」荻谷剛彦・志水宏吉編『学校臨床社会学—教育問題をどう考えるか—』放送大学教育振興会 2003年
- 伊藤茂樹他「登校拒否問題の再検討—地域特性を中心に—」『日本教育社会学会第42回大会要旨収録』1990年
- 保坂亨『学校を欠席する子どもたち』東京大学出版会 2000年
- 古川八郎・菱山洋子「学校ぎらいの統計研究(1)—東京都における出現率の推移と社会的要因の考察—」『児童精神医学とその近接領域』21(5)日本児童精神医学会 1980年
- 松尾浩一郎「社会的異質性のネットワーク分析—異質性を高めるのは都市環境かネットワークの特性か—Social Heterogeneity:A Network Approach」『慶応義塾大学大学院社会学科研究科紀要45』1997 p.61-70
- オルタナティブ教育研究会(国立教育政策研究所)『オルタナティブな学び舎の教育に関する実態調査報告書』2003年
- 森岡清志編『都市社会のパーソナルネットワーク』2000年
- 森田洋司「不登校生徒の性別にみる進路形成の特徴」『大阪市立大学大学院文学研究科紀要53』2001年
- 安田雪『ネットワーク分析』1997年 新曜社

#### 【脚注】

- i ここでは、登校回避感情をもつ児童生徒および不登校行動をとる児童生徒がいるということだけでなく、不登校行動に対して様々な行為者が反応的行為をとることや、不登校行動を契機として新たな社会関係が構築されること、不登校行動をとることによって、あるいは不登校行動に対する反応的行為が科されることによって当事者あるいはその家族に二次的な問題状況が生じることといった、不登校をめぐるさまざまな反応的行為や相互作用や意味の生成も含めて「不登校現象」としている。
- ii 例えば「学校観に関する調査研究中間報告2」国立教育政策研究所 2003年を参照。
- iii 138,696人。文部科学省学校基本調査より。このほかにも、保健室や適応指導教室など、学級以外の場所へ通うことでも出席扱いになるケースが増えていることを考えれば、実際にはさらに多数の児童生徒が不登校状態にあると予想される。
- iv 具体的には、生活圏内の相談機関・支援機関・教育機関の高とその利用可能性、高校入試制度の在り方、

地域の経済構造、家庭をとりまく人間関係の在り方、家計、当事者本人および当事者をとりまく人々のもつ学校観・登校規範の在り方など。

- v ここでいう逸脱性はインフォーマルなレベルであり、例えば文部省の見解などを規範の基準とした場合は、逸脱性に地域差はないということにもなる。またこれとは別に、反規範的である度合いを逸脱性の度合いとして考えるためには、規範とは何かというたいへんに大きな問題をクリアしなければならない。さらに反規範的であることは逸脱性を説明するひとつの方法に過ぎない。また、逸脱行動と問題行動は同義ではない。不登校行動の逸脱性を問題にするならば、これらを整理する必要がある。本研究では不登校行動の逸脱性を明らかにすることは難しく、当事者の生活障害性に関連するなかで、各行為者の抱えている「学校規範」「登校規範」「不登校観」にみられる「傾向」を推測的に把握するとどまる。
- vi 前述の古川・菱山論文では不登校出現率と社会的条件の相関を都市の社会病理という視点から解釈している。また、伊藤他も90年代に同様の調査を行い（伊藤他1990）、文化的、経済的、社会的環境が整っていないような地域で不登校が多く「不登校の社会的要因、社会病理的側面への注目と、その次元でのケアの必要性も依然として減じていない（伊藤2003p.57）」との指摘をしている。
- vii 適応指導教室は当事者の居場所機能を果たす機関であり、本文中の「居場所となる機関が少ない」というのは民間機関の居場所が一ヶ所なのを受けた記述である。ただ、表2中の適応指導教室Aと適応指導教室Bは中学校内に設置されている。「少しでも学校の雰囲気になじんで、早く学校復帰できるように」との配慮からとられた措置であるが（市教委職員談）、学校の雰囲気になじめない子ども（だから不登校なのではないのかという素朴な疑問も浮かぶ）には利用しづらい環境であることは否めない。居場所機能をもつ機関に学校的な雰囲気をもたせるか否かは一長一短であり、どちらがよいともいえないが、ABが同一市内にあることを考えれば、それぞれに違った雰囲気をもたせることも方法のひとつではないかと思われる。
- viii 表中に記載しなかった機関で数の多いものとして養護施設がある。
- ix 適応指導教室は当事者が教育リソースとしても利用できる公的支援機関であるが画一性が高い。無論、学校復帰をどの程度重視しているかといった違いはあるが程度問題である。適応指導教室相互の研修会や連絡会が密なことや、他府県の適応指導教室への視察が盛んなこともその一因であると思われる。ただし、適応指導教室のなかには独自の方針をもって新たな試みを行っているものもある。
- x これに関連して表3フリースペースAの主催者は「うちの考え方は独特なので、ほかのフリースクールと一緒に活動しようとするとなかなか難しい場合が多いんですよ。だから無理に連携しないで、イベントがあるときに参加するとか、たまに連絡をとってみるとか、とにかく緩やかなつながりでいいと思ってるんです」と述べている。同様にフリースペ

ースBの主催者も「どのネットワークの情報ももっているけど、どこかにどっぷり浸かるのは避けてますね。自分たちのペースがありますし」と述べている。

- xi このほかにも、適応指導教室には大検予備校やサポート校の営業スタッフが持ち込んだパンフレットが山積みになっているなど、不登校をターゲットとした教育産業の発達も情報へのアクセス可能性を高めていると思われる。
- xii 適応指導教室とフリースクール、フリースペースの相互関係について、「フリースクールとフリースペースには、適応指導教室での経験を踏まえてたどりついているものが少なからず通っている。また、フリースクールからフリースペースへの移動も見られる。さらに言えば、フリースクールとフリースクールの同種の学び舎内での垣根も比較的低い」との指摘がある（オルタナティブ教育研究会2003 p.13）。



# 研 究 助 成

实践的研究

